

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日時：平成25年11月14日（木）12:59～15:35

2 場所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

### 【委員】

津谷委員（座長）、北村委員、黒澤委員、白波瀬委員、廣松委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、  
国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

### 【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか  
総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、  
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 第2ワーキンググループにおける審議の進め方について
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 第2ワーキンググループにおける審議の進め方について

基本計画部会第2ワーキンググループの審議スケジュール（案）及び次期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議の進め方について事務局から資料1及び参考に基づき説明が行われ、審議スケジュール（案）の内容で了承された。

また、津谷座長から白波瀬委員に座長代理が指名された。

- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議

第2ワーキンググループの審議対象項目である「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（諮問）」のうち、「第2 公的統計の整備に関する事項」の「3 人口・社会、労働関連統計の整備」について、以下のとおり項目毎に審議を行った。

① 社会保障全般に関する統計の整備

社会保障全般に関する統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、当該項目における審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

《医療、福祉及び介護に関連する統計について》

- ・ 医療、福祉及び介護に関連する統計に係る「統計体系の全体像を整理」について、財政的に社会保障費用が伸びて行った場合に、実際どこに伸びがあるのか、受益者の情報も必要になってくる。  
例えば、高齢者の介護とか医療の受益者について、地域表章とか追加的な属性みたいなものをイメージして整理されると良い。政策評価の際の使いやすさとかを考え、出来る限り地域や年齢等を属性で見られるような表があれば良い。
- 体系図の整理については、分野別に区分する等利用者にとって分かりやすい全体像を示すという観点から、可能な範囲で検討していきたい。
- ・ イメージとして抑えておかなければいけないのは、この段階では、どのレベルのことに射程をおくのかということではないか。  
具体的な政策評価となると、公表データをいかに政策評価の基礎データに使うかという議論も同時進行させなければならないのではないかと。
- ・ 政策評価の話に縛られてしまうということであれば、可能な範囲で対応して頂けたらと思う。財政的な問題から、将来的には、医療、社会保障関係の統計を細かく分析し、政策が本当に必要かどうかという議論をしなければならない時がくると思われ、その時にどのような統計が必要かという観点からの準備が必要と考える。
- ・ 第3ワーキンググループにおいても統計と政策評価との関係に関して議論が出ており、特定の分野ではなく、共通事項として、政策評価のPDCAサイクルにおける統計の扱いをどうするのかという話になっている。統計の分野から個別の分野ごとに政策評価を位置づけていくことは大変難しく、第1～第3ワーキンググループに共通する課題として、第3ワーキンググループでの議論を基に、基本計画部会の方に提案していくことも考えている。
- ・ 第3ワーキンググループにおいては、政策評価への活用も掲げられており、その中では、「地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。」ということについて議論され、結論はまだ出ていないが、一つの方針として掲げることが妥当ではないかという意見での経過をたどっている。

- ・ 本文の、「また」以降の、「関連する統計体系を明らかにし、」は、医療、福祉、介護ごとに関連するものなのか、または、この3分野間の相互関連なのか、意味が良く分からないので、表現ぶりを工夫した方が良いのではないか。別表の表現は比較的分かりやすい。
- ・ 関係、関連と出てくるので余計分かりにくくなっていることから、「医療、福祉及び介護関係の統計体系を明らかにし、」と修正してはどうか。
- ・ 社会保障費用統計の議論の際に多くの情報を集め、何処に統計や情報があるかを把握しているようだが、それらの統計や情報の関連をもう少し明確にして頂きたい。重複、不足はないのかという視点も必要ではないか。
- ・ 医療、福祉及び介護の分野に関しては、調査統計と業務統計、さらには行政記録が多く混在しており、整理が必要という点も入れた方が良いのかも知れない。
- ・ 医療、福祉及び介護の統計については、一定の分かり易い区分に沿って、どのような統計調査、行政記録情報があるかという基礎データの整理が大事ではないか。それを行うことにより、一般の国民、研究者の方にとっても分かり易くなることから、それをまず行うことを優先し、将来的には重複の議論も出来るかも知れないが、当面の作業としてはこのイメージという理解でよろしいか。

→ 一同、異議なし。

◎ 政策評価に関する統計の体系整備については、社会保障全般を含めて、「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の第1の「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」の中で全体の方向性の中で整理されることであり、第3ワーキンググループの結果を見守りながら対応を考えていきたい。

また、本文の、「また」以降の、「関連する統計体系を明らかにし、」は、医療、福祉、介護ごとに関連するものか、または、この3分野での相互関連なのか、意味が良く分からないとの指摘もあることから、「関連する」を修正、削除する方向で考えたい。

医療、福祉及び介護関連統計のイメージとしては、どういう統計調査であるか、どう行政記録が活用されているかという基礎データの整理を分野ごとに行うなど、分かり易くすることを当面の作業として考えたい。

《OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計について》

- ・ 本文の「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」についての事務局からの説明を聞くと、既存統計の代表的な例示として、「国民医療費」が挙げられたとのことなので、そういう趣旨であれば、誤解のないように、「SHA推計の基となる既存統計等」と記載した方がよいのではないかと。

また、平成24年度統計法施行状況報告の審議の際のワーキンググループにおいては、精度向上の取組の報告を受け、取組自体は妥当と判断しており、これは今後も継続されるとのことなので、「引き続きSHA推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに」と修正してはどうか。

- ・ 本文では、国際比較可能性の更なる向上の点のみが強調されているが、「基となる既存統計」についての記述を補充した方がよい。

◎ 「引き続きSHA推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに」と修正する方向で次回、提示させて頂く。

《社会保障全般に関する統計の整備の項目に係るその他の事項について》

◎ 意見もないようなので、社会保障全般に関する統計の整備についての項目における基本計画（案）の変更については、以上の2点について修正を行い、この項目の他の取組事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえた追加すべき点は、意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

② 人口減少社会に対応した統計の整備

人口減少社会に対応した統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、当該項目における審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

《現在推計人口の基幹統計化について》

- ・ 平成27年の国勢調査の結果を基に推計することなどを記述した方がよいのではないかと。このままだと、外国人の取扱いに関する点だけが問題として映り、そうだとすると、実施時期に関してゆっくりし過ぎている印象を与える。

また、地方公共団体における推計との関係整理の記述が曖昧である。例えば、地方公共団体の合計が、全国計を上回っているなどの点なのか、全国推計との計算方法の違いについてなのか明確にした方がよい。

- ・ 国の推計方法の変更については、地方公共団体の推計にも影響するため、国の推計方法の考え方について、地方公共団体に周知することを想定している。
  - ・ 現在推計人口の取扱いについては、十分な期間を取って調整して頂きたい。
  - ・ 北海道以外は各自治体で現在推計人口を公表しているの、十分調整して頂きたい。
  - ・ 国だけの話なら、「地方公共団における推計との関係を整理し、結論を得る。」というより「地方公共団における推計への影響を考慮し、結論を得る。」の方が適切ではないか。
  - ・ 現在推計人口は、国と地方で考え方を統一するのか。
- 現在推計人口の国と地方の考え方を統一することまでは考えてはおらず、独自の推計方法を使っている自治体を調べるなどの作業を行ったうえで、国の推計方法について周知をすることを予定している。
- ・ 周知に十分な時間を取る必要はあるが、国勢調査の確定値がなくても、総務省統計局の結論を得るのが平成28年度前半とのことなので、実施時期を「平成28年度中頃まで」と修正してはどうか。
  - ・ 統計局としての結論のみであれば、実施時期を前倒しすることは可能であるが、その後の諮問、答申を含めて時期を考えると平成28年度末となる。
- ◎ 推計人口の基幹統計化に当たり、地方公共団体との関係の記述は明確化し、「地方公共団における推計への影響を考慮し、結論を得る。」と修正する方向で、次回提示させて頂く。実施時期は28年度末が良いのではないかと。

《社会生活基本調査における対応について》

- ・ 社会生活基本調査の事項で記述している「時間利用調査の調和に関するガイドライン」であるが、10月に欧州統計家会議でガイドラインが承認されたとのことなので、「ガイドラインの内容を注視し」を「ガイドラインの内容を踏まえ」と修正してはどうか。
- ◎ 特に意見はないようなので、「ガイドラインの内容を踏まえ」と修正する方向で、次回提示させて頂く。

《人口減少社会に対応した統計の整備の項目に係るその他の事項について》

- ◎ 意見もないようなので、人口減少社会に対応した統計の整備に関する基本計画（案）の変更については、以上の2点について修正を行い、この項目の他の取組事項については了承とする。
- また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて追加すべき点は、特に意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

③ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、当該項目における審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

《学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について》

- ・ 縦断調査の実施にあたっては、多くの課題があるものの、平成26年度に実現可能性の調査研究を検討しており、その結果を踏まえて考えていきたい。
- ・ 学校教育から就業へのライフコースが政策課題とされていることは理解するが、最近の研究結果では、中学生・高校生からの追跡では遅く、むしろ3歳児頃からの追跡が必要と言われている。この点を考慮すると、厚生労働省の21世紀出生児縦断調査を活用して、中学生からの就業とかの意識をみていくことなども検討してはどうか。

21世紀出生児縦断調査は2001年の特定の月に生まれた人を追っているに過ぎないので、時間と共に変化することを考えると、第1ウェーブ、第2ウェーブと加えていく方法もある。

- ・ 21世紀出生児縦断調査で言えば、欠損パターンを考慮して考えなければならない。この調査は、0歳児から続いており、パースディに連絡が来るなど、回答者のモチベーションが高いことが想定され、このサンプリングの場合には、政策的に考えている欠損要因とは、別の要因で欠損が起こっている確率が高い。

また、対象児が10代後半になった時に、この年代は回収率が一番低いことから、第1ウェーブ、第2ウェーブと追加していくことも重要だが、現行の調査は、欠損率が10代後半になっても低いのではないかということも考えられ、最大限に現在の対象児を有効に活用していくことを念頭に入れて検討すべき。

- ・ 21世紀出生児縦断調査は、対象が中学生になっており、これをベースに拡大していくということも可能性としてはあるが、既存調査に新たな変数、新たな枠組みを増設することの無理もある。今の学校教育とリンクさせた基礎データが不足している現状もあることから、別の縦断調査の可能性も検討すべきではないか。
- ・ 「ライフコース全般」という話になると、話が大きくなりすぎるのではないか。議論の中でも3歳児からという話もあったが、きわめて長いスパンの話になってしまう。
- ・ 文字どおりライフコース全般とすると、出生時から老齢期ということになるので、「全般」は入れない方が良いのではないか。
- ・ 21世紀出生児縦断調査は、次期の基本計画（案）の中でも取り扱われているが、文部科学省とも既に事務レベルで話し合いを持っており、今後の調査の検討に当

たって考慮すべき点でもあるが、それらを含めて、平成 26 年度末までに結論を得ることとしている。平成 26 年度末としている理由は、平成 28 年度に対象児が高校生になることを考えると、平成 27 年度には予算要求が必要になってくることによるものである。

- ◎ ライフコース全般というのはあまり大きすぎることから、「全般」を削除する方向で、次回提示させて頂く。

#### ◀「子どもの学習費調査」について▶

- ・ 子どもの学習費調査について、「学習費に関する経済的負担のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。」としているが、この調査では、既に経済的以外の調査事項が含まれており、経済的負担という点に限定的にすべきではないのではないか。
  - ・ 子どもの学習費調査では、「経済的負担」以外の調査事項もあると思うので、ご指摘のとおり修正した方が良いと考える。
  - ・ 子どもの学習費調査では、年収の階層別把握を行っていたのではないかと。平成 24 年度統計法施行状況報告の第 2 ワーキンググループの審議では、これに加えて、世帯や家族の状況も付け加えた方がより深い分析ができるという指摘になっていた。
- ◎ 子どもの学習費調査については、もう少し、世帯構造などの情報を充実させて、より有用性の高い集計をお願いしたい。むしろ経済的な負担というより、「学習費及びそれに関連する情報のよりの確な把握に向けた調査内容の充実」の方向で、次回提示させて頂く。

#### ◀児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について▶

- ・ 「客観性及び統一性を確保するため」とあるが、平成 24 年度統計法施行状況報告審議の際の話では、特定の県について報告が多い、または、少ないとのことであり、この理由として考えられるのが、県毎の認識の違いということでしたので、「統一性」との表現ぶりに違和感がある。比較可能性ということではないか。
- ◎ 統一性というよりも、「整合性」、若しくは、「比較可能性」の方が、調査する側の恣意的なものが入ってこないように思えるので、この方向で次回提示させて頂く。

#### ◀教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備の項目に係るその他の事項について▶

- ◎ 意見もないようなので、教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備に関する項目における基本計画（案）の変更については、以上の 3 点について修正を行い、この項目の他の取組事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえた追加すべき点は、意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

④ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備に係る基本計画諮問(案)について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応について、総務省統計局から資料4を用いた補足説明があった。

その後、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応に係る審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明があり、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

《ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直し》

- ・ 「未活用労働力」という表現はあまり適切ではないのではないか。
  - ・ ILOの見直しに伴う変更は、統計に留まらず社会的な影響も大きいであろうことから、28年度末までに慎重に様々な側面から検討を行うべきである。
  - ・ ILO決議については対応しなければならない期限があるのか。
- 決議は拘束力がなく、各国が定義を決める際に参照するもの。したがって、期限は無い。
- ・ ILOにおける国際基準の見直しについての説明では、完全失業率という重要な指標の定義変更であり、慎重な検討が必要となるため、試験調査を実施するということであった。また、今回の決議を受けて、ILOでは、今後、実務的なマニュアルを作成するとの説明であった。
- この2点は、別表の取組事項に記述した方が良いのではないかと。
- ・ 決議に拘束力がないとすると、日本の場合、時系列を踏襲しようとするようになるかもしれないが、試験調査を行う趣旨は何か。定義を変更するというを前提に試験調査を実施するのか。
- 労働力調査は失業率という重要な指標を作成する調査であり、新基準・旧基準で断層が生じる可能性があるため、新基準ではどのような数値となるかあらかじめテストする必要がある。変更するかしないかについては、ILO決議は拘束力が無いため、国情によることになる。変更する、しないも含めて検討していくこととなるが、統計委員会からもできる限り国際比較の可能性の観点から十分に配慮して行うことと言われているので、しっかりと検討したい。

◎ 新基準をみると、求職期間が月末1週間から直近4週間となり、今までは、非労働力人口となっていた就業可能でおおむね3ヶ月以内には就業する内定者を、今後は失業者の中に入れてくるという話なので、失業率が上がることが想定される。これらは、国民経済計算やその他の経済・社会統計にも影響するので、時系列比較のためにも、試験調査の実施は必要と考えられる。

この事項については、「ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について、検討を行った上で、」の箇所について、「ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや実務マニュアルの検討状況を踏まえ、また、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について、試験調査を実施する等の検討を行った上で、」と修正する方向で、次回提示させて頂く。

#### 《労働者の区分等について》

平成25年度末までに厚生労働省において検証することとされている事項の検討状況について、厚生労働省から資料5に基づき補足説明があった。

また、労働者の区分等に係る審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明があり、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 厚生労働省としては、平成25年度末までに検証を終えるが、労働者の区分の変更は他府省の統計にも大きな影響があるため、平成26年度以降は府省横断的な議論が必要である。
- ・ 厚生労働省が先行して、案を示したが、「労働者の区分」となると、かなり大きな話となり、府省横断的に検討していくこととなる。そこでは、取りまとめる部署を明確にした方がよいのではないかと。
- ・ 担当府省には、「総務省、関係府省」としており、総務省政策統括官が府省横断的な場を設けることになっている。
- ・ 企業、事業所がこの変更により、どれだけ対応できるものなのか。調査できるかどうかという点はとても重要である。

また、対象の調査をどこまで広げていくのか、事務所・企業対象だけでよいのかなどの課題もあり、実施時期は各々なので、一律に時期を明示するのは難しく、一括して記述している。

- ・ 実施時期を細かくすると弊害がある印象である。細かくするよりも原案のイメージで妥当ではないかと。

- ◎ この項目の実施時期を平成 26 年度から「実施する」とする原案を妥当とし、総務省、関係府省となっている実施者については、総務省政策統括官が府省横断的な場を設けることとし、現在、厚生労働省が行っている検証等は具体的な措置、方策等として、それを平成 25 年度末までに行うということを了承とする。

《企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の項目に係るその他の事項について》

- ◎ 意見がないようなので、企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の項目に関する基本計画（案）の変更については、ILOに関連する部分の 1 点について修正を行い、この項目のその他の取組の事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえた追加すべき点は、特に意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

### (3) 社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項の確認

審議を行ってきた 4 項目の他の人口・社会、労働関連統計における社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項については、特に意見が出されず本日の段階ではなしとされた。

また、別途、出席委員には追加の検討事項がないかどうかメールで照会することとなった。

### (4) その他

次回の第 2 回会合は、11 月 29 日（金）13 時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>